

30 高教福第 791 号

平成 30 年 11 月 1 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

教職員の引率旅行におけるバスガイド料金に係る
旅費の取扱いについて（通知）

教職員の引率旅行の旅費における貸切バス経費については、平成 18 年 3 月 30 日付け 17 高教職第 1371 号教職員課長通知にて通知しているところですが、引率旅行においてバスガイド料金が発生する場合の旅費について、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の小中学校等に周知をお願いします。

記

1 内容

旅費の支給が認められる貸切バスの経費のうち、乗務員経費には、バスガイドに係る料金は含まないこととします。ただし、運行経路において、他の車両と安全にすれ違うことができない区間がある等、車掌の乗務が義務づけられる場合を除きます。この場合において、バスガイドが車掌の業務を兼ねているときは、旅費として支給することができるものとしてお取り扱いください。

バス代とバスガイド料金は、本来区分できるものであるため、旅行業者には区分するよう依頼してください。

2 対象となる旅行

平成 30 年 11 月 1 日以降に旅費事務センターが精算審査を行う公務旅行

担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4725